

## IFRIC Update 2020年6月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。

委員会は、2020年6月16日に会合し、下記の項目について議論した。

### 委員会の暫定的なアジェンダ決定

- サプライチェーン・ファイナンス契約 — リバース・ファクタリング  
— アジェンダ・ペーパー2

### 委員会のアジェンダ決定

- リース料が変動するセール・アンド・リースバック（IFRS 第16号「リース」） — アジェンダ・ペーパー3
- 子会社に対する投資に係る繰延税金（IAS 第12号「法人所得税」）  
— アジェンダ・ペーパー4
- 選手移籍金（IAS 第38号「無形資産」） — アジェンダ・ペーパー5

### その他の事項

- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー6

### 関連情報

今後のIFRS 解釈指針委員会の  
会議日程：

2020年9月15日—16日

[解釈指針委員会の未確定項目](#)

## 委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、委員会の基準設定アジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（当該項目を基準設定アジェンダに追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを2020年9月30日までに **open for comment** ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、2020年9月30日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。受け取ったコメントを分析したアジェンダ・ペーパーには、その日までに受け取ったコメントのみの分析が記載される。

## サプライチェーン・ファイナンス契約 — リバース・ファクタリング — アジェンダ・ペーパー2

委員会は、リバース・ファクタリング契約に関する要望を受けた。具体的には、要望書は次のことを質問していた。

- a. 企業はリバース・ファクタリング契約が関連する負債をどのように表示するのか（すなわち、関連する請求書がリバース・ファクタリング契約の一部である場合に、受け取った財又はサービスに対して支払う負債をどのように表示するか）
- b. リバース・ファクタリング契約に関するどのような情報を企業は財務諸表において開示することを要求されるか

リバース・ファクタリング契約において、金融機関は企業が企業の仕入先に負っている金額を支払うことに同意し、企業は仕入先が支払を受けた後の日に金融機関に支払うことに同意する。

### 財政状態計算書における表示

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、企業の財政状態計算書における負債の表示に関する要求事項を定めている。第 54 項は、「買掛金及びその他の未払金」を他の金融負債と区分して表示することを企業に要求している。「買掛金及びその他の未払金」は、区分表示を必要とするのに十分なほど性質又は機能において他の金融負債と異なっている（IAS 第 1 号の第 57 項）。

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の第 11 項(a)は、「買掛債務は、納入又は提供されていて、請求されたか又は納入業者と正式に合意した財又は サービスに対して支払うべき負債である」と述べている。

IAS 第 1 号の第 70 項は、「流動負債の中には、買掛金（中略）のように、正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成するものがある」と説明している。したがって、委員会は、企業は次の場合のみ金融負債を買掛金として表示すると結論を下した。

- a. 財又はサービスに対して支払う負債を表している。
- b. 請求されているか又は納入業者と正式に合意している。かつ、
- c. 企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部である。

IAS 第 1 号の第 29 項は、「類似した項目の重要性があるクラスのそれぞれを財務諸表上で区別して表示する」ことを企業に要求している。第 57 項は、科目は、ある項目（類似した項目の集約）の大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合に、財政状態計算書に記載されると定めている。したがって、委員会は、IAS 第 1 号を適用して企業は次のように表示すると結論を下した。

- a. その他の未払金は、買掛金と類似した性質及び機能を有している場合（例えば、その他の未払金が企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部である場合）にのみ、買掛金と一緒に表示する。
- b. リバース・ファクタリング契約の一部である負債は、当該負債の大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合に、区分して表示する。このような負債を区別して表示すべきかどうか（買掛金とその他の未払金を分解すべきかどうかを含む）を評価するにあたり、企業は当該負債の金額、性質及び時期を考慮する（IAS 第 1 号の第 55 項及び第 58 項）。

委員会は、リバース・ファクタリング契約の一部である負債を区別して表示すべきかどうかを評価する企業は、例えば、次のような要因を考慮する可能性があると考えた。

- a. 当該契約のうち当該契約がなければ提供されないような追加的な保証が、当該契約の一部として提供されるかどうか

- b. 当該契約の一部である負債の契約条件が、当該契約の一部ではない企業の買掛金の契約条件と実質的に異なっているかどうか

### 金融負債の認識の中止

企業は、リバース・ファクタリング契約の一部である（又は一部となる）負債の認識の中止を行うべきかどうか及び認識の中止をいつ行うべきかを、IFRS 第 9 号「金融商品」における認識の中止の要求事項を適用して評価する。

仕入先に対する買掛金の認識の中止を行い金融機関に対する新たな金融負債を認識する企業は、その新たな負債の財政状態計算書における表示方法を決定するにあたり、IAS 第 1 号を適用する（「財政状態計算書における表示」参照）。

### キャッシュ・フロー計算書における表示

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」は、次のような定義をしている。

- a. 営業活動を「企業の主たる収益獲得活動及びその他の活動のうち投資活動でも財務活動でもないもの」と定義している。
- b. 財務活動を「当該企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動」と定義している。

リバース・ファクタリング契約を締結した企業は、当該契約に基づくキャッシュ・フローを営業活動からのキャッシュ・フロー又は財務活動からのキャッシュ・フローのいずれに分類すべきかを決定する。委員会は、当該契約の一部である負債の性質についての企業の評価は、関連するキャッシュ・フローが営業活動又は財務活動のいずれから生じたものであるかを決定する際に役立つ可能性があると考えた。例えば、関連する負債を企業の主たる収益獲得活動において使用される運転資本の一部である買掛金又はその他の未払金と企業が考える場合には、企業はキャッシュ・フロー計算書において、当該負債を決済するためのキャッシュ・アウトフローを営業活動から生じたものとして表示する。これと対照的に、関連する負債は企業の借入を表しているため買掛金又はその他の未払金ではないと企業が考える場合には、企業はキャッシュ・フロー計算書において、当該負債を決済するためのキャッシュ・アウトフローを財務活動から生じたものとして表示する。

現金又は現金同等物の使用を必要としない投資取引及び財務取引は、企業のキャッシュ・フロー計算書から除外される（IAS 第 7 号の第 43 項）。したがって、キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローが、請求書がリバース・ファクタリング契約の一部として買い取られる際に企業に発生する場合には、企業はそれらのキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書において表示する。企業の財務取引においてキャッシュ・フローが伴わない場合には、企業は、当該財務活動に関する目的適合性のあるすべての情報を提供する方法で、当該取引を財務諸表の別の箇所を開示する（IAS 第 7 号の第 43 項）。

### 財務諸表注記

IAS 第 7 号の第 44A 項は、「財務活動から生じた負債の変動（キャッシュ・フローから生じた変動と非資金変動の両方を含む）を財務諸表利用者が評価できるようにする開示」を提供することを企業に要求している。委員会は、このような開示は、リバース・ファクタリング契約の一部である負債に係るキャッシュ・フローが、財務活動からのキャッシュ・フローに分類されたか又は将来のキャッシュ・フローがそのように分類されることとなる場合に、当該負債について要求されることに留意した。

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」は、流動リスクを「現金又は他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行するにあたり企業が困難に直面するリスク」と定義している。委員会は、リバース・ファクタリング契約は流動性リスクを生じさせることが多いと考えた。その理由は、

- a. 企業が負債の一定割合を多様な仕入先のグループではなく単一の金融機関に集中させている。企業はリバース・ファクタリング契約を提供している金融機関から他の資金調達源も得る場合がある。仮に

企業が負債の履行において何らかの困難に直面するとした場合、そのような集中は、企業が多大な金額を一時点で単一の相手方に支払わなければならないリスクを増大させることになる。

- b. 一部の仕入先は、リバース・ファクタリング契約に基づく売掛金の早期支払に慣れているか又は依存するようになっている場合がある。仮に金融機関がリバース・ファクタリング契約を撤回するとした場合、それらの仕入先はより短い信用期間を要求する可能性がある。より短い信用期間は、特に企業がすでに財政的な苦境にあるとした場合、企業が負債を決済する能力に影響を与える可能性がある。

IFRS 第7号の第33項から第35項は、次のことを開示することを企業に要求している。金融商品から生じるリスク（流動性リスクを含む）に対するエクスポージャーがどのように生じるのか、当該リスクの管理のための企業の目的、方針及びプロセス、報告期間の末日現在の企業の流動性リスクに対するエクスポージャーに関する要約定量データ（このデータが当該期間中の企業の流動性リスクに対するエクスポージャーを代表していない場合の追加的な情報を含む）、並びにリスクの集中である。IFRS 第7号の第39項及びB11F項は、追加的な要求事項及び企業が流動性リスクの開示を提供する際に考慮する可能性のある諸要因を定めている。

企業は、リバース・ファクタリング契約が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響に関して、追加的な開示を注記で提供すべきかどうかを決定するにあたり判断を適用する。委員会は次のように考えた。

- a. リバース・ファクタリング契約に関連する負債及びキャッシュ・フローをどのように表示すべきかの評価は、判断を要する可能性がある。企業は、これに関して行った判断が、行った判断のうち財務諸表に認識した金額に対して最も重大な影響を有するものに含まれる場合には、その判断を開示する（IAS 第1号の第122項）。
- b. リバース・ファクタリング契約は企業の財務諸表に対して重要性がある影響を有している可能性がある。企業は、リバース・ファクタリング契約に関する情報が当該財務諸表の理解への目的適合性がある範囲で、当該情報を財務諸表において提供する（IAS 第1号の第112項）。

委員会は、重要性の判断の行使は定量的な考慮と定性的な考慮の両方を要することに留意した。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、リバース・ファクタリング契約の一部である負債の表示、関連するキャッシュ・フローの表示、及び、例えば、そうした契約において生じる流動性リスクに関して注記において開示すべき情報を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこれらの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

#### **狭い範囲の基準設定**

委員会メンバーは、仕入先に対する債務を賄うために締結された契約についての開示要求を開発する狭い範囲の基準設定プロジェクトについての見解を示した。委員会は何も決定を求められなかった。

#### **委員会のアジェンダ決定**

アジェンダ決定の公表のプロセスは、しばしば、それ以外では利用可能でなくそれ以外で入手することが合理的に予想できなかった新しい情報を提供する説明資料をもたらすことがある。このため、企業は、アジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると判断する場合がある。審議会は、企業はその判断を行い変更を適用するための十分な時間を与えられるであろうと予想している（例えば、企業は、変更を適用するために、新たな情報の入手やシステムの修正が必要となる場合がある）。

委員会は、以下の事項について議論し、基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

## リース料が変動するセール・アンド・リースバック（IFRS 第 16 号「リース」） — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、リース料が変動するセール・アンド・リースバック取引に関しての要望を受けた。この要望書に記載された取引では、次のようになっている。

- a. 企業（売手である借手）がセール・アンド・リースバック取引を行い、それにより有形固定資産項目（有形固定資産）を他の企業（買手である貸手）に譲渡し、当該資産を5年間リースバックする。
- b. この有形固定資産の譲渡は、資産の売却として会計処理するためのIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の要求事項を満たしている。買手である貸手が売手である借手に有形固定資産の対価として支払う金額は、取引日における有形固定資産の公正価値に等しい。
- c. 当該リース料（市場のレートで行われる）には、変動リース料が含まれており、5年のリース期間中に有形固定資産を使用して生み出される売手である借手の収益の一定割合として計算される。売手である借手は、この変動リース料はIFRS第16号に記述されている実質上の固定リース料ではないと判断している。

要望書は、記述された取引において、売手である借手がリースバックから生じる使用権資産をどのように測定し、その結果、取引日に認識する利得又は損失の金額をどのように決定するのかを質問していた。

委員会は、要望書に記載された取引に適用される要求事項はIFRS第16号の第100項であると考えた。第100項は次のように述べている。「売手である借手による資産の譲渡が、資産の売却として会計処理するためのIFRS第15号の要求事項を満たす場合には、(a) 売手である借手は、リースバックから生じた使用権資産を、資産の従前の帳簿価額のうち売手である借手が保持した使用権に係る部分で測定しなければならない。したがって、売手である借手は、買手である貸手に移転された権利に係る利得又は損失の金額のみを認識しなければならない。（以下略）」

したがって、リースバックから生じる使用権資産を測定するため、売手である借手は、買手である貸手に譲渡した有形固定資産のうち保持した使用権に係る部分を決定する。これは、取引日において、リースバックを通じて保持する使用権を、有形固定資産全体を構成する権利と比較することによって行う。IFRS第16号は、その部分を算定する方法を定めていない。要望書に記載された取引では、売手である借手は、この部分を、例えば、(a) 予想されるリース料（変動リース料を含む）の現在価値と(b) 取引日における有形固定資産の公正価値との比較によって算定することが考えられる。

売手である借手が取引日において認識する利得又は損失は、リースバックから生じる使用権資産の測定の結果である。売手である借手が保持する使用権は、取引の結果として再測定されるものではない（有形固定資産の従前の帳簿価額の一部として測定される）ので、認識される利得又は損失の金額は、買手である貸手に移転された権利のみに関するものである。IFRS第16号の第53項(i)を適用して、売手である借手は、セール・アンド・リースバック取引から生じた利得又は損失を開示する。

売手である借手はまた、たとえ当該リース料のすべてが変動であり指標又はレートに応じて決まるものではない場合であっても、取引日において負債を認識する。当該負債の当初測定は、IFRS第16号の第100項(a)を適用して使用権資産がどのように測定されるか（及び算定されるセール・アンド・リースバック取引に係る利得又は損失）の結果である。

### 設例

売手である借手がセール・アンド・リースバック取引を行い、それにより資産（有形固定資産）を買手である貸手に譲渡し、当該有形固定資産を5年間リースバックする。当該有形固定資産の譲渡は、有形固定資産の売却として会計処理するためのIFRS第15号の要求事項を満たしている。

有形固定資産の売手である借手の財務諸表における取引日現在の帳簿価額は CU1,000,000 であり、有形固定資産に対して買手である貸手が支払った金額は CU1,800,000（取引日現在の有形固定資産の公正価値）である。当該リース料（市場のレートで行われる）のすべてが変動であり、5年のリース期間中に有形固定資産を使用して生み出される売手である借手の収益の一定割合として計算される。取引日において、予想されるリース料の現在価値は CU450,000 である。当初直接コストはない。

売手である借手は、有形固定資産のうち保持した使用権に係る部分を、予想されるリース料の現在価値を使用して計算することが適切であると判断する。これに基づくと、有形固定資産のうち保持した使用権に係る部分は 25% であり、これは、CU450,000（予想されるリース料の現在価値）÷ CU1,800,000（有形固定資産の公正価値）として計算される。したがって、当該有形固定資産のうち買手である貸手に移転された権利に係る部分は 75% であり、これは (CU1,800,000 - CU450,000) ÷ CU1,800,000 として計算される。

第 100 項(a)を適用して、売手である借手は次のようにする。

- a. 使用権資産を CU250,000 で測定する。これは、CU1,000,000（有形固定資産の従前の帳簿価額）× 25%（有形固定資産のうち保持する権利に係る部分）として計算される。
- b. 取引日において CU600,000 の利得を認識する。これは買手である貸手に移転された権利に係る利得である。この利得は、CU800,000（有形固定資産の売却益の合計 (CU1,800,000 - CU1,000,000)）× 75%（有形固定資産のうち買手である貸手に移転された権利に係る部分）として計算される。

第 100 項(a)を適用して、使用権資産は取引日においてゼロでは測定されない。ゼロでは、有形固定資産の従前の帳簿価額 (CU1,000,000) のうち売手である借手が保持している使用権に関する部分を反映しないことになるからである。

取引日において、売手である借手は当該取引を次のように会計処理する。

(借方) 現金	CU1,800,000	
(借方) 使用権資産	CU250,000	
(貸方) 有形固定資産		CU1,000,000
(貸方) 負債		CU450,000
(貸方) 移転した権利に係る利得		CU600,000

委員会は、IFRS 第 16 号の諸原則及び要求事項は、要望書に記載されたセール・アンド・リースバック取引の会計処理を企業が取引日において決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

## 子会社に対する投資に係る繰延税金（IAS第12号「法人所得税」） — アジェンダ・ペーパー 4

委員会は、企業が連結財務諸表において、子会社に対する投資に係る繰延税金をどのように会計処理するかに関しての要望を受けた。この要望書に記述された事実パターンでは、次のようになっている。

- a. 子会社の未分配利益が、子会社に対する企業の投資に関連した将来加算一時差異を生じさせる。
- b. 企業は、子会社に対する投資に係る繰延税金負債の認識に対する例外を適用するための IAS 第 12 号の第 39 項の条件は満たされていないと判断した。当該子会社が予測可能な期間内に利益（分配可能である）を分配すると企業が見込んでいるからである。

- c. 企業と子会社は次のような法域で営業している。
- i. 利益は分配された時にのみ課税される。すなわち、未分配利益に適用される法人所得税率（未分配税率）は0%である。
  - ii. 利益分配には20%の税率（分配税率）が適用される。ただし、企業が行う利益分配は、子会社が当該利益についてすでに課税されている範囲に対しては課税されない。すなわち、利益分配が課税されるのは一回だけである。

要望書は、企業が子会社に対する投資に関連した将来加算一時差異について繰延税金負債を認識するのかどうかを質問していた。

IAS 第12号の第39項は、企業が子会社に対する投資に関連したすべての将来加算一時差異について繰延税金負債を認識することを要求しているが、次の場合は例外としている。(a) 親会社が当該一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、かつ、(b) 予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合である。

要望書に記載された事実パターンでは、子会社に対する企業の投資に関連した将来加算一時差異がある。企業はまた、IAS 第12号の第39項における認識の例外は適用されないと判断している。当該一時差異は、予測可能な期間内に子会社が未分配利益を分配する際に解消する可能性が高いからである。したがって、委員会は、企業はその将来加算一時差異について繰延税金負債を認識すると結論を下した。

IAS 第12号の第51項は、繰延税金資産及び繰延税金負債の測定において、「企業が報告期間の末日時点で、資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済を見込んでいる方法から生じる税務上の影響」を反映することを企業に要求している。

要望書に記載された事実パターンでは、企業は、子会社に対する投資の帳簿価額を子会社による利益の分配を通じて回収すると見込んでおり、これは分配税率で課税されることとなる。したがって、委員会は、IAS 第12号の第51項を適用するにあたり、企業は分配税率を使用して子会社に対する投資に係る繰延税金負債を測定すると結論を下した。

委員会は、要望書に記載された事実パターンにおいては、企業はIAS 第12号の第57A項を適用しないと考えた。すなわち、同項は報告企業が支払う配当に関してのみ適用される。さらに、IAS 第12号の第52A項は、それ自体が利益の分配の税務上の影響を反映する当期税金・繰延税金資産又は負債の測定には適用されない。

委員会は、IAS第12号の諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて企業が繰延税金を会計処理するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、この事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

## 選手移籍金（IAS 第38号「無形資産」） — アジェンダ・ペーパー5

委員会は、受け取った選手移籍金の認識に関しての要望を受けた。この要望書に記載された事実パターンは、次のとおりである。

- a. あるフットボール・クラブ（企業）が、ある選手を他のクラブ（移籍先クラブ）に移籍させる。企業が選手を獲得した際に、企業は選手を電子的移籍システムに登録した。登録は、選手が他のクラブでプレーすることが禁じられることを意味し、登録するクラブは選手と雇用契約を結ぶことを要求され、これにより選手が相互の合意なしにクラブを離れることはできない。この雇用契約と電子的移籍システムへの登録を合わせて「登録権」と呼ぶ。

- b. 企業は登録権を得るために発生したコストを IAS 第 38 号を適用して無形資産として認識していた。通常の活動の一部として、企業は選手の使用及び育成を試合への参加を通じて行い、場合によっては他のクラブに移籍させる。
- c. 企業と移籍先クラブは移籍契約を締結し、企業は移籍先クラブから移籍金を受け取る。移籍金は、選手を契約が終了する前に雇用契約から解放することに対して企業に補償するものである。電子的移籍システムの登録は移籍先クラブには移転されず、移籍先クラブが選手を登録して新たな権利を獲得する際に法的に消滅する。
- d. 企業は、移籍先クラブが選手を電子的移籍システムに登録した時点で無形資産の認識の中止を行う。

この要望書は、企業は受け取った移籍金を IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」を適用して収益として認識するのか、それとも、IAS 第 38 号を適用して無形資産の認識の中止から生じた利得又は損失を純損益に認識するのかを質問していた。

### **受け取った移籍金の認識**

要望書に記載された事実パターンでは、企業は登録権を IAS 第 38 号を適用して無形資産として認識した。したがって、企業は当該権利の認識の中止の際に IAS 第 38 号における認識の中止の要求事項を適用する。

IAS 第 38 号の第 113 項は次のように述べている。「無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分収入（もしあれば）と資産の帳簿価額との差額として算定しなければならない。当該差額は、資産の認識の中止時に純損益に認識しなければならない。（中略）利得は収益に分類してはならない」。このアプローチを適用して、企業は正味処分収入と登録権の帳簿価額との差額を、収益ではなく純損益に認識する。

*移籍金は処分収入となるか？*

移籍金は、移籍契約から生じるものであり、移籍契約は選手を雇用契約から解放することを企業に要求する。このため、企業は登録権を消滅させるための何らかの措置を要求される。したがって、移籍金は登録権の処分の際の措置に対して企業に補償するものであり、それゆえ、IAS 第 38 号の第 113 項に記述されている正味処分収入の一部である。

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、企業は受け取った移籍金を IAS 第 38 号の第 113 項を適用して登録権の認識の中止から生じた利得又は損失の一部として認識すると結論を下した。要望書に記載された事実パターン（企業が登録権を無形資産として認識している）では、企業は受け取った移籍金又は生じた利得を IFRS 第 15 号を適用して収益として認識しない。

### **キャッシュ・フロー計算書**

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」は、無形資産の売却による現金収入を投資活動から生じるキャッシュ・フローの例として挙げている。したがって、要望書に記載された事実パターンでは、企業は移籍金による現金収入を投資活動の一部として表示する。

委員会は、IFRS 基準の諸原則及び要求事項が、受け取った選手移籍金の認識を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

## その他の事項

### **委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー6**



委員会は、2020年6月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.

コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。

ISSN 1477-206X